

報告第4号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同上第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

専決処分書

足立区特別区税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年3月31日

足立区長 鈴木恒年

足立区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成15年3月31日

足立区長 鈴木恒年

足立区条例第20号

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

付則第3条を次のように改める。

（区民税の課税標準の特例）

第3条 平成16年度分の区民税に限り、足立区特別区税条例の一部を改正する条例（平成15年足立区条例第20号）の施行の日から平成15年12月31日までの間において支払を受けるべき所得税法第24条第1項に規定する配当等で所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の3第1項各号に掲げるもの（以下この条において「特定

配当」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

付則第13条第1項中「次条第1項及び第2項」を「次条第1項」に改め、同条第3項中「租税特別措置法第37条の10第6項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下本項において「旧租税特別措置法という。）第37条の10第6項」に、「同条第6項」を「旧租税特別措置法第37条の10第6項」に、「令附則第18条第3項」を「令附則第18条第4項」に改める。

付則第13条の2第1項中「本項」を「本条」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成16年度から平成20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の3.4」とあるのは、「100分の2」とする。

3 前項の規定により適用される第1項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第2項の規定は、適用しない。

付則第13条の2第4項を削る。

付則第13条の5第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第2項」を削り、同条第4項中「第37条の13第7項」を「第37条の13の2第7項」に改める。

付則第14条第1項中「令附則第18条の2第1項」を「令附則第18条の6第1項」に、「租税特別措置法第37条の13第1項」を「租税特別措置法第37条の13の2第1項」に改め、同条第2項中「第37条の13第7項」を「第37条の13の2第7項」に改め、同条第4項中「並びに」を

「及び」に改め、「及び第2項」を削り、同条第6項中「第37条の13第7項」を「第37条の13の2第7項」に改め、同条第7項中「1年」を「3年」に改める。

付則第14条の2の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第1項中「平成14年度から平成16年度までの各年度分の個人の区民税に限り」を「当分の間」に、「令附則第18条の3」を「令附則第18条の7」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「100分の4」を「100分の3.4」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同項第5号中「次条第4項」を「付則第15条第4項」に、「前条第1項」を「付則第14条の2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
第14条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第2項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下本項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の区民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第23条第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(区長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の区民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額

の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

3 第23条第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の区民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第14条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第24条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は付則第14条の3第3項において準用する前条第5項」とする。

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の足立区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の区民税について適用し、平成14年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第13条第1項及び第14条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の区民税について適用し、平成15年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第13条の2及び第14条の3の規定は、平成16年度以後の年度分の区民税について適用する。

4 新条例付則第14条の規定は、区民税の所得割の納税義務者が施行日以後に行う同条第7項に規定する特定株式の譲渡について適用し、区民税の所得割の納税義務者が施行日前に行ったこの条例による改正前の足立区特別区税条例（以下「旧条例」という。）付則第14条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

5 旧条例付則第3条の規定は、平成16年度分までの区民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第8条の5」とする。

報告第5号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項

の規定により報告する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成15年3月7日	79,275円		白旗塚史跡公園（足立区東伊興三丁目10番）内に植えられた樹木の根が隣地まで伸び、相手方の排水施設に損害を与えた。
平成15年4月23日	55,650円		平成15年3月8日、足立区佐野一丁目13番先の区道上（車道部分）にあった陥没部分に相手方が運転する車の左前輪が落ち込み、アルミホイールに損害を与えた。

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年6月13日

提出者

足立区長 鈴木恒年